

## 食品表示に関する一元的な法体系のあり方ワーキングチームの設置について

平成22年4月22日  
消費者庁

食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系のあり方について、JAS法、食品衛生法、健康増進法等の食品表示の関係法令を統一的に解釈・運用するとともに、現行制度の運用改善を行いつつ問題点等を把握し、検討を進めるため、消費者庁に「食品表示に関する一元的な法体系のあり方ワーキングチーム」を設置する。

### 1. 構成員

<チームリーダー> 泉大臣政務官  
<チームリーダー補佐> 消費者庁次長  
消費者庁審議官（企画調整部門担当）  
消費者庁審議官（執行部門担当）  
消費者庁参事官（法令審査・企画担当）  
政策調整課長  
消費者安全課長  
表示対策課長  
食品表示課長

### 2. 当面の検討項目

- ① 食品表示に関する一元的な法律の制定に向け、関係法令を統一的に運用するための問題点を把握した上で、個別課題への対応を含む総合的な検討の進め方の整理、具体的なスケジュールの策定等
- ② 諸外国における食品表示制度の情報収集、国際的なルールとの整合性の確認等
- ③ 食品表示に係る執行に関する情報収集等

### 3. 今後の進め方

- ・ 消費者基本計画では、平成22年度から検討を開始し、平成23年度以降、検討結果を踏まえ、食品表示に関する一元的な法律の制定など必要な措置を講ずることとしたところ。
- ・ 本ワーキングチームにおいては、
  - ① 食品表示に関する諸外国の制度や国際ルールについての情報収集
  - ② 有識者や関係団体からのヒアリング
  - ③ 執行現場における実態の把握等を行いつつ、検討を進めることとする。

問い合わせ先

消費者庁食品表示課 担当：平中

TEL：03-3507-9222（直通）